

株 式 取 扱 規 則

マルシェ株式会社

# 株式取扱規則

## 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条-第 3 条)
- 第 2 章 株主名簿への記載又は記録等 (第 4 条-第 6 条)
- 第 3 章 諸届 (第 7 条-第 13 条)
- 第 4 章 単元未満株式の買取り (第 14 条-第 17 条)
- 第 5 章 単元未満株式の買増し (第 18 条-第 22 条)
- 第 6 章 株主権の行使方法 (第 23 条)
- 第 7 章 少数株主権等の行使方法 (第 24 条・第 25 条)
- 第 8 章 手数料 (第 26 条)

## 附 則

## 第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びにその手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、定款第 12 条に基づき、この規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。
- 2 当社及び当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、この規則の定めるところのほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

- 第 2 条 当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社

同事務取扱場所 大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(請求又は届出)

- 第 3 条 この規則による請求又は届出は、当社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第 24 条第 1 項に定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の請求又は届出について代理人により行うときは、代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出しなければならない。
- 3 当社は、第 1 項の請求又は届出が証券会社等及び機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- 4 当社は、第 1 項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 当社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第 1 項の請求又は届出を受理しない。

## 第2章 株主名簿への記載又は記録等

(株主名簿への記載又は記録)

第4条 当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。

2 当社は、株主名簿に記載又は記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。

3 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載又は記録等)

第6条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

## 第3章 諸届

(株主等の住所及び氏名又は名称の届出)

第7条 株主等は、住所及び氏名又は名称を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(外国居住株主等の届出)

第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか又は通知を受ける場所を定めて届け出なければならない。

2 前項の常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。

3 第1項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法人の代表者)

第9条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を届け出なければならない。

- 2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(共有株主の代表者)

第10条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所及び氏名又は名称を届け出なければならない。

- 2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法定代理人)

第11条 親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所及び氏名又は名称を届け出なければならない。

- 2 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(その他の届出)

第12条 第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

- 2 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第13条 当社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

## 第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第15条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場

所に到着した日の東京証券取引所における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払方法)

第16条 当社は前条により算出された買取価格から第25条に規定する手数料を差し引いた額（以下「買取代金」という。）を、当社が別途定めた場合を除き買取価格が決定した日の翌日から起算して、4営業日目に買取請求者に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第17条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払手続きを完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

## 第5章 単元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第18条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第19条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じないものとする。

2 当社が保有する譲渡すべき自己株式が4,000株を下回ったときは、10,000株を上回る日まで買増請求の取扱を停止する。

(買増請求の受付停止期間)

第20条 当社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 3月31日

(2) 9月30日

(3) その他の株主確定日

- 2 前項にかかわらず、当会社又は機構が必要と認めるときは別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

(買増価格の決定)

第21条 単元未満株式の買増単価は、第18条の請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- 2 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第22条 買増請求を受けた単元未満株式は、前条により算出された買増価格と第26条に定める手数料の合計額（以下「買増代金」という。）が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

## 第6章 株主権の行使方法

(書面交付請求および異議申述)

第23条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4条に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

## 第7章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

第24条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4条に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

- 2 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を適用するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類)

第25条 前条第1項に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提出議案について以下に記載の字数を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

- (1) 提案の理由

議案ごとに400字

- (2) 取締役、監査役及び会計監査人の選任に関する事項

候補者ごとに400字

## 第7章 手数料

(手数料)

第26条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は無料とする。ただし、第14条（買取請求の方法）に基づく株式買取りの請求及び第18条（買増請求の方法）に基づく株式買増しの請求は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額を手数料として請求する。

- 2 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

「別途定める金額」

株式取扱規則第26条第1項に基づく金額（単元未満株式買取請求及び買増請求に伴う手数料）は、以下の算式により1単元あたり金額を算定し、これを買取ったもしくは買増した単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式) 第15条に定める1株あたりの買取価格もしくは第21条に定める1株あたり

の買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき	1. 150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0. 900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0. 700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0. 575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0. 375%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる)

ただし、1単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。



## 附 則

(改正)

第 1 条 本規則の改正は、取締役会の決議によるものとする。

## 株式取扱規則 改正履歴

- 1 平成3年10月1日より実施する。
- 2 本規則は、平成8年6月28日改正、平成8年8月1日より実施する。
- 3 本規則は、平成8年10月21日改正、平成8年11月19日より実施する。
- 4 本規則は、平成11年7月12日改正、第2条は平成11年10月1日より実施する。ただし、平成11年7月12日から平成11年9月30日までの期間は、従来どおり安田信託銀行株式会社を名義書換代理人とする。  
第3条第1項は平成11年8月2日より実施する。
- 5 本規則は、平成11年9月13日改正、平成11年10月1日より実施する。
- 6 本規則は、平成11年11月17日改正、平成11年12月14日より実施する。
- 7 本規則は、平成12年8月12日改正、平成12年10月1日より実施する。
- 8 本規則は、平成13年10月10日改正、平成13年10月10日より実施する。ただし、第3条については、平成13年11月6日より実施、第2条については、平成13年11月26日より実施する。
- 9 本規則は、平成14年6月13日改正、実施する。ただし、第25条の「証券保管振替機構」の変更については、平成14年6月17日より実施する。
- 10 本規則は、平成15年2月13日改正、平成15年3月12日より実施する。
- 11 本規則は、平成15年3月12日改正、平成15年4月1日より実施する。
- 12 本規則は、平成15年6月12日改正、平成15年6月23日より実施する。
- 13 本規則は、平成17年5月11日改正、平成17年6月27日より実施する。
- 14 本規則は、平成17年8月10日改正、平成17年10月1日より実施する。
- 15 本規則は、平成18年7月10日改正、実施する。
- 16 本規則は、平成19年1月12日改正、平成19年5月7日より実施する。
- 17 本規則は、平成20年6月22日改正、実施する。
- 18 本規則は、平成20年12月3日改正、平成21年1月5日より実施する。
- 19 本規則は、平成25年5月13日改正、実施する。
- 20 本規則は、2022年6月13日改正、2022年9月1日より実施する。